自動車一般運送契約書（ハイヤー契約参考例）

最上町議会議員選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙　花子（以下「甲」という。）と株式

会社○○タクシー代表取締役　山形　太郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的　　　　　　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

1. 使用車種及び登録番号　小型乗用自動車　山形○○あ○○－○○

1. 契約期間 令和5年8月1日　　～　　令和5年8月5日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

1. 契約金額 　　金　３００，０００　円（※消費税を含む）

　　　　　　　　（内訳 1日につき60,000円（税込）×５日間）

1. 請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

1. その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 令和５年８月１日　※契約日は告示日前でも可能

甲　候補者

住 所 **最上町大字○○番地**

選挙

氏 名 選挙　花子

（※戸籍名。通称名不可）

乙 住 所　　県　町　番地

名 称

代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書（レンタカー等契約参考例）

最上町議会議員選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙　花子（以下「甲」という。）と株式

会社△△レンタル代表取締役　山形　太郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　　　　　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

２　使用車種及び登録番号　普通乗用自動車　山形○○わ○○－○○

３　契約期間 令和5年8月1日　　～　　令和5年8月5日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

４　契約金額 　　金　７５，０００　円（※消費税を含む）

　　　　　　　　（内訳 1日につき１５,000円（税込）×５日間）

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 令和５年８月１日　※契約日は告示日前でも可能

甲　候補者

住 所 **最上町大字○○番地**

選挙

氏 名 選挙　花子

（※戸籍名。通称名不可）

乙 住 所

名 称

代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

最上町議会議員選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙　花子（以下「甲」という。）と株式

会社△△石油　代表取締役　山形　太郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間 令和5年8月1日　　～　　令和5年8月5日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

1. 供給場所

 所在地 　最上町○○番地

 名　称 　株式会社○○石油

1. 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 　普通乗用自動車　山形○○わ○○－○○
2. 契約単価 １70 円／ℓ（※消費税を含む）
3. 契約金額　　供給期間中の供給総量に契約単価を乗じて得た金額
4. 請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

1. その他

　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和５年８月１日　※契約日は告示日前でも可能

甲　候補者

住 所 **最上町大字○○番地**

選挙

氏 名 選挙　花子

（※戸籍名。通称名不可）

乙 住 所

名 称

代表者 9

選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考例）

最上町議会議員選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙　花子（以下「甲」という。と山形太郎（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1. 業務内容

 　　　　　　　公職選挙法に定める選挙運動用自動車の運転

1. 契約期間 令和5年8月1日　　～　　令和5年8月5日

※立候補届出の日から選挙期日の前日まで=選挙運動期間を記載

運転する車の車種及び登録番号 普通乗用自動車　山形○○わ○○－○○

契約金額 金 ６２，５００ 円（※消費税を含む）

 （内訳 1日につき １２，５００ 円（税込）× ５日間）

1. 請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

1. その他

　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 令和５年８月１日※契約日は告示日前でも可能

 甲　候補者

住 所 **最上町大字○○番地**

選挙

氏 名 選挙　花子

（※戸籍名。通称名不可）

乙　運転手

住 所

 氏 名

選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

最上町議会議員選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙　花子（以下「甲」という。）と株式会社○○印刷　代表取締役○○（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの

作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1. 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ビラ

1. 作成枚数 １，６００ 枚

 ※規格や数量を規定することも考えられる。

1. 契約金額 金 １１，２００ 円（※消費税を含む）

 （単価 ７円（税込）×１，6００枚）

1. 納入期限 年 月 日

1. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

1. その他

 　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 令和５年８月１日※契約日は告示日前でも可能

 　　　　　　　　　甲　候補者

住 所 **最上町大字○○番地**

選挙

氏 名 選挙　花子

（※戸籍名。通称名不可）

乙 住 所

 名 称

 代表者

選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

最上町議会議員選挙候補者（※戸籍名。通称名不可。）選挙　花子（以下「甲」という。）と株式会社○○印刷　代表取締役○○（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスタ

ーの作成について、次のとおり契約する。※候補者名は候補者届出と一致させる。

1. 品名 公職選挙法に定める選挙運動用ポスター

1. 作成枚数 １００ 枚

 ※規格や数量を規定することも考えられる。

1. 契約金額 金 ３００，０００円（※消費税を含む）

 （単価 ３，０００円（税込）×１００枚）

1. 納入期限 年 月 日

1. 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

1. その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 令和５年８月１日※契約日は告示日前でも可能

 　　　　　　　　　　甲　候補者

住 所 **最上町大字○○番地**

選挙

氏 名 選挙　花子

（※戸籍名。通称名不可）

 乙 住 所

 名 称

 代表者

自動車一般運送契約書

最上町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

２　使用車種及び登録番号

３　契約期間

４ 　契約金額 　　金　　　　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　　（内訳 1日につき　　　　　　円（税込）×　　日間）

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 令和　　年　　月　　日

 甲候補者

 住 所

 氏 名

 乙 住 所

 名 称

 代表者

選挙運動用自動車賃貸借契約書

最上町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

２　使用車種及び登録番号

３　契約期間

４　契約金額 　　金　　　　　　　　円（※消費税を含む）

　　　　　　　　（内訳 1日につき　　　　　　　　　　　円（税込）×　　日間）

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。 ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

 甲　候補者

 　　住 所

 　　氏 名

 乙　住 所

 　　名 称

 　　　代表者

選挙運動用自動車燃料供給契約書

最上町議会議員選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

供給場所

所在地

名　称

２　供給を受ける自動車の車種及び登録番号

３　契約単価 　　　 円／ℓ（※消費税を含む）

４　 契約金額　　供給期間中の供給総量に契約単価を乗じて得た金額

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

 ６　その他

　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　　　　　　　年　　月　　日

 甲　候補者

 　住 所

 　氏 名

 乙　住 所

 　名 称

 　代表者

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

最上町議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。と　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

１　業務内容

２　契約期間

３　運転する車の車種及び登録番号

４　契約金額 金 　　 円（※消費税を含む）

 （内訳 1日につき　 円（税込）× 日間）

５　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

年 月 日

 甲　候補者

 　住所

 　氏名

 乙　運転手

 　住所

 　氏名

選挙運動用ビラ作成契約書

最上町議会議員選挙候補者　　　　　　（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。

１　品名

２　作成枚数 枚

３　 契約金額 金 　　　　　　　 円（※消費税を含む）

 （単価 円（税込）× 枚）

４　納入期限 　　年　 月　 日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

 　この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 年 月 日

 甲　候補者

 住所

 氏名

 乙　住所

 名称

 代表者

選挙運動用ポスター作成契約書

最上町議会議員選挙候補者　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。

１　品名

２　作成枚数 　　　　 枚

３　契約金額 金 円（※消費税を含む）

 （単価 円（税込）× 枚）

４　納入期限 　　　 年 　　　 月　　　 日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、最上町議会議員及び最上町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき最上町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が最上町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第９３条の規定により最上町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

 この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

 　　 年 月 日

 甲 候補者

 住 所

 氏 名

 乙 住 所

 名 称

 代表者